

## 神奈川県による子宮頸がん予防ワクチン接種後健康被害支援の制度(案)について

子宮頸がん予防ワクチンの接種後に、何らかの症状に苦しむ方に対する支援として医療費等の給付を行うものです。

### 1 対象者

次のすべての項目に該当する方

- (1) 神奈川県内の市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けた方
- (2) 接種後に原因が明らかとならない持続的な痛みやしびれ、脱力、不随意運動等の症状を有し、日常生活に支障が生じている方
- (3) 接種後の症状について神奈川県に相談した方

### 2 対象医療機関

次の医療機関での医療が対象となります。(参考資料)

- (1) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療にかかる協力医療機関  
(全国70機関 県内7機関 市内1機関)
- (2) 厚生労働省「慢性の痛み対策研究事業」等の研究班に属する医療機関(全国27機関 県内なし)
- (3) その他の専門医療機関((1)及び(2)から紹介を受けた医療機関)

### 3 給付額

(1) 医療費の自己負担分

(2) 医療手当

通院(3日未満) 34,000円 (3日以上) 36,000円

入院(8日未満) 34,000円 (8日以上) 36,000円

同一月に通院・入院 36,000円

(3) 給付対象期間

開始日 治療を開始した日

終了日 平成28年3月31日

### 4 申請受付

平成27年8月3日(予定)